

(3) 条例の目的

ご意見の要旨	市の考え方
<p>この条例によって、どこがどう変わるのか具体的な内容がわからない。具体的な新しい施策を盛り込んでほしい。</p> <p>(他に同様の意見 5件)</p>	<p>具体的な施策につきましては、(7)市の責務②の「必要な支援措置」として、引き続き、予算や計画における町会・自治会支援策の中で検討してまいります。</p>
<p>この条例に記載されている内容は、今までの町会・自治会の活動や実施されてきたことを明文化したに過ぎない。現状を追認するような条例では、コミュニティ意識の希薄化等の問題が解決されないのではないか。</p> <p>(他に同様の意見 2件)</p>	<p>町会・自治会を「協働によるまちづくりの重要な相手方」と明文化することで、町会・自治会の重要性について市民の皆さんに再認識していただき、加入及び活動への参加の促進、活動の活性化につなげていきたいと考えています。</p>
<p>町会・自治会の加入及び活動は自主的なもので、市の条例によって義務化されるのは言葉の矛盾であり、戦前の状況を想像させる。なぜ、拘束力の伴う、違反した場合「罰則」も加えることができる形で制定しなければいけないのか。</p> <p>(他に同様の意見 2件)</p>	<p>町会・自治会は任意団体であり、(5)基本理念②のとおり、その活動は市民各個人の自主性が尊重されるものです。加入及び活動への参加は努力義務ですので、罰則はありません。</p>
<p>行政が自治会活動を「推進」するということは、本来、行政が公費を支出して行うべき防災・防犯・福祉・環境などの活動を自治会(ボランティア)に押し付けることに他なりません。また自治会活動が拡大すれば住民の負担が増し、かえって、自治会加入者の減少に繋がりがねません。行政はあくまで自治会活動の援助にとどめ、「推進」など行うべきではありません。</p>	<p>町会・自治会の活動内容は、各団体で定められた会則や、総会等の会員間の合意により決定され、実施されているため、市が活動を強制することはありません。</p> <p>町会・自治会の皆様からは、市からの依頼が負担となっているというご意見をいただいております、(7)市の責務④にありますように、町会・自治会の負担が過重にならないよう配慮します。</p>
<p>条例が制定されることは、共助という意味合いよりも、市の下部組織として地域の自主活動を統制されていく恐れがあり、運動の透明性、参加しやすい組織づくり、大学・事業所との連携などといった義務や責任のない努力を条例によって課することで、はたして活性化が図れるのか疑問である。</p>	<p>町会・自治会の活動は、(5)基本理念①のとおり、市民各個人の自主的、主体的な活動によって行われるものであり、市が活動内容を強制するものではありません。また、町会・自治会について明文化することで、町会・自治会の重要性について市民の皆さんに再認識していただき、加入及び活動への参加が進み、活動の活性化につなげていきたいと考えています。</p>
<p>もっと原点に戻って地域コミュニティのあり方を検討するべきである。地域コミュニティを醸成するのであれば行政からの働きかけがもっとあってもいいはず。素案も「地域コミュニティ促進のための条例」とするべきである。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>条例の目的として、町会・自治会の活動を支援するというが、自治会の位置付けを明らかにすることがどうして支援になるのか理解できない。今までも充分支援していることであり、それに不足があるのなら、何が足りないのかを明らかにすればよい。</p>	<p>町会・自治会について明文化し、地域コミュニティの中心的な担い手である町会・自治会の存在意義を明確にすることが活動活性化の推進につながると考えております。</p>
<p>この条例の必要性がない。自治の高まりをつくることこそ大事！！</p>	<p>町会・自治会を「協働によるまちづくりの重要な相手方」と明文化することで、町会・自治会の重要性について市民の皆さんに再認識していただき、加入及び活動への参加が進み、活動の活性化につなげていきたいと考えています。</p>

ご意見の要旨	市の考え方
<p>条例に、災害時の町会自治会の果たす役割を明記すべきである。 素案は抽象的であるので、「災害」に絞り込んだ方が一般の人に理解が得られやすくなるのではないか。</p> <p>(他に同様の意見 1件)</p>	<p>災害時における町会の役割につきましては、各町会・自治会の実状が異なることから、個別の役割を明記していません。</p>
<p>今回の素案には前文に「少子高齢化社会の急速な進展」とはありますが、その他の条文には高齢化が一切触れられておりません。高齢者の扱い、自治会での活動の仕方についてもう少し考えていただきたく思います。</p>	<p>少子高齢化につきましては、社会的背景として前文に記載しました。各町会・自治会の活動内容は、それぞれの実状が異なることから、各町会・自治会において、考えていただいているものです。</p>
<p>少子高齢化の現代において、かつ人口そのものが減少している現状において抜本的な解決は難しいと思います。</p>	<p>いただいたご意見は、参考として承ります。</p>
<p>「町会・自治会の活動活性化」が、案として示されているような条例によって促進されるとは考えられない。どのような活動にせよ、活動には費用がかかるのであるから、活動の活性化を求めるのであれば、それに必要な財政的支援を検討した方が、活性化への早道ではないかと考える。</p>	<p>財政的な支援につきましては、「必要な支援措置」として、引き続き、予算や計画における町会・自治会支援策の中で検討してまいります。</p>
<p>条例は市民に強制するものでなく、また、仮に罰則を設けても飛躍的に好転するとは思えません。</p>	<p>(5)基本理念②のとおり、町会・自治会活動は市民各個人の自主性が尊重されるものですので、加入及び活動への参加を強制するものではありません。</p>
<p>市が条例化して市民に周知することは分かりやすいと思います。(10)大学等の役割、(11)事業者の役割、(12)住宅関連事業者の役割を明記したことは評価されると思います。それぞれ行政として、町会として地道な協力要請を続け住民にも丁寧に説明し勧誘していかなければなりません。マンションなどは計画時点で加入を条件にした町会もありました。より一層具体的な加入活動が期待されます。</p>	<p>町会・自治会を取り巻くすべての方々に対し、役割や責務を踏まえ、加入及び参加による町会・自治会活動の活性化に向け、必要な支援を検討し、推進してまいります。</p>
<p>「いきいきと暮らす」という文言がありますが、「いきいき」とは何をイメージしているのでしょうか？どのような状態が「いきいきと暮らす」ということなのでしょう。</p>	<p>市の基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」では、目指す都市像として「みんなで担う公共と協働のまち」を掲げています。この都市像における「人とひととのつながりが育まれ、誰もが生きがいを感じられる」状態を「いきいきと暮らす」と表現しています。</p>

(4)用語の定義

ご意見の要旨	市の考え方
<p>市内に住所を有する人には外国人もいる。 (8)町会・自治会の役割①の中に外国人を意識した文言を盛り込むべきではないか。</p>	<p>本条例素案における「市民」は、「市内に住所又は住所を有する人」と定義しており、外国人も「市民」に含まれます。</p>
<p>「使用する用語は、次のように定義します」とあるが、誰が定義するのか、主体が曖昧である。各用語の定義も、5項目全てで「～としています」で結んでいるが、誰がそのように定義しているのか不明瞭である。</p>	<p>用語の定義は、本条例素案で用いる主要な語句を定義したもので、主体は八王子市です。</p>

(5)基本理念①

ご意見の要旨	市の考え方
<p>住民一人ひとりに、自治意識を持ってもらうことの重要性を問い直す時期と思います。自分たちで、自分たちの知恵で、施策や課題打開策を練る力を、住民が養っていくことで町会・自治会が栄えると思います。</p>	<p>町会・自治会活動の活性化には、市民による地域の一員としての自主的、主体的な活動が重要であることから、(5)基本理念①に規定しています。加入及び活動への参加が進み、活動が活性化していく過程で、自治の機運の醸成にもつながるものと考えています。</p>
<p>町会・自治会はとても重要ですが、くれぐれも、強制、あるいは忖度で無理やり加入を促す方向には向かわないでほしいと切望します。</p>	<p>町会・自治会活動は、市民の「自主的」かつ「主体的」な活動を基本理念としています。町会・自治会への加入は、市民の自主性に基づき、強制されるものではありません。</p>
<p>基本理念の冒頭に、市の役割を「少子高齢化・核家族化対策などに関する社会環境改善」と、町会・自治会の役割を「各地域特有の問題解決を主体とした活動の活性化」と位置付け、市民生活の向上を目指す旨の文言を入れる。</p>	<p>それぞれの社会環境の変化は、重要な課題であると認識しています。いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

(5) 基本理念②

ご意見の要旨	市の考え方
<p>近所で支え合って住みよい地域にしていく必要があると思うが、非民主的な行為に直結していた時代もある。孫世代に非民主的なことを継承してはならない。個人の主体的な自治の力を阻害する日本にしてはならないと、子孫のために強く思う。</p>	<p>(5)基本理念②では、町会・自治会の活動について、「市民の多様な価値観及び自主性の尊重」の原則を規定しています。また、(8)町会・自治会の役割においても、運営について「市民が参加しやすい開かれた組織づくり」とすることを努力義務としています。</p>

(5) 基本理念③

ご意見の要旨	市の考え方
<p>③の「市民、事業者、地域活動に関わる団体、大学等との相互理解と連携により、地域コミュニティの発展に資するものとします」は、「発展に役立てることを原則とする」と言い換えられるが、「何を役立てる」のか目的語が不明であり、誰が「役立てる」という行為を行うのか、その主体も不明である。市が「役立てる」ような施策を行うというのか、町会・自治会が「役立てる」ような活動を行うというのか、またはその双方が努力義務を負うというのか、この文言では全く不明である。</p>	<p>基本理念をはじめとして、各項目では基本的な考え方をお示ししています。具体的な内容につきましては、各主体が(7)以降でお示しする責務と役割に応じて、適宜、決定するものと考えています。</p>

(6)町会・自治会の位置付け

ご意見の要旨	市の考え方
「協働によるまちづくりに重要な相手方」の「相手方」という言葉が気に入らない。解釈によっては「敵人」ともとれる。	いただいたご意見は、条例案を検討する中で参考とさせていただきます。
「中心的な担い手として位置付ける」というのは、どのようにすることなのか。	地域課題の解決のために中心となって活動を行ってきた町会・自治会について明文化し、市との関係を明確にしています。

(7)市の責務①

ご意見の要旨	市の考え方
(7)市の責務は、すでに実施あるいは前提とされていることであり、改めて条例として定める意味がない。	町会・自治会について条例で明文化することで、支援根拠を改めて明確にし、町会・自治会の活動支援を進めてまいります。
(7)市の責務については、確実に実行して頂くことを強く要望する。	いただいたご意見のとおり、町会・自治会の活動活性化の推進に取り組んでまいります。
市は、加入促進のためのパンフレットや、改善事例等のHPでの紹介、SNS等の活用を通じて、未加入者に対して積極的に周知を行っていただきたい。 (他に同様の意見 1件)	様々な手法を通じて、未加入者への周知・啓発を進めてまいります。いただいたご意見は、今後の施策の中で参考とさせていただきます。
市は、「協働によるまちづくり」という冊子を作成し、現状、課題及び取り組み等について市民、各町会・自治会に配布してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策の中で参考とさせていただきます。
町会・自治会加入促進のため、加入者の住民税を減税してはどうか。 (他に同様の意見 2件)	いただいたご意見は、参考として承ります。
全世帯から一律税金として徴収し、各町会への世帯数に合わせて町会へ補助金を交付する。また、その税金を町会の役員手当として役員に支給する。	いただいたご意見は、参考として承ります。
未加入者対策については、全面的に市が対応すべきだと思う。市がやらないのであれば、町会役員を非常勤公務員として働かせるようにすればいい。民生児童委員や育成指導員のような位置づけなら可能ではないか。	いただいたご意見は、参考として承ります。
町会・自治会に加入していない、あるいは脱会した世帯について「加入したくない理由」または「加入できない理由」の調査や、町会・自治会に加入している世帯では、町会・自治会行事やコミュニティ活動に「参加したくない理由」または「参加できない理由」など、具体的な調査から原因を究明してほしい。	条例策定のための検討会の過程で、市民委員等候補者名簿登録者とのワークショップの中で、未加入の方からの意見も聴取しているところです。今後も、様々な機会をとらえ、未加入者の方のご意見も聴取してまいります。

ご意見の要旨	市の考え方
<p>市の責務の①に「市は、…行うものとします。また、市は町会・自治会の円滑な運営を支援するために必要な措置を講ずるものとする。」と追記してほしい。</p>	<p>財政的な支援につきましては、「必要な支援措置」として、引き続き、予算や計画における町会・自治会支援策の中で検討してまいります。いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>市の責務の①に、市の役割として少子高齢化・核家族化対策などに関する社会環境改善の方針を盛り込む。</p>	<p>それぞれの社会環境の変化は、重要な課題であると認識しています。いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

## (7)市の責務②

ご意見の要旨	市の考え方
<p>集会施設整備事業補助金等の既存の補助金の補助金額・補助条件を見直してほしい。</p> <p>(他に同様の意見 1件)</p>	<p>既存の補助金制度につきましては、補助金交付要綱に基づき、今後も適正に支出するとともに、町会・自治会の実状を踏まえ、より効果的で適切な予算の確保・執行に努めてまいります。</p>
<p>現在も、市は町会・自治会に対して、それなりの支援を行っていると思われるが、新たにこのような条文をもって支援を市の方針として掲げるのであるから、どのような支援策を検討しているのか、具体的に、せめて「財政的支援を行う」といった文言が加えられるべきではないかと考える。</p> <p>(他に同様の意見 1件)</p>	<p>財政的な支援につきましては、「必要な支援措置」として、引き続き、予算や計画における町会・自治会支援策の中で検討してまいります。</p>
<p>条例制定後、市はこれまで以上に、町会・自治会が重要なパートナーであることの証として広報活動を強化してほしい。</p> <p>(他に同様の意見 2件)</p>	<p>広報活動につきましては、(7)市の責務②に基づき、より一層の周知・啓発を行ってまいります。</p>
<p>市民の自発的な加入の促進を町会・自治会側に求めず、市との関わり合いの中で差異を付けられる条例にしてほしい。会員と非会員、加入と未加入の差を明確にしてほしい。</p>	<p>広報活動をはじめとした支援施策を通じて、町会・自治会とともに加入や、活動への参加を促進してまいります。</p>
<p>自治会活動支援のために、市として広報活動等以外、活動に必要な財政支援について考えがあるのか。</p>	<p>財政的な支援につきましては、「必要な支援措置」として、引き続き、予算や計画における町会・自治会支援策の中で検討してまいります。</p>
<p>若い人達が自治会活動に参加するような具体的な案を盛り込んでほしい。例として、託児所や保育園の無償化や補助に、自治会への参加を条件とする等。自治会役員になった人には、「自治会活動休暇」の様な有給を出す様に事業所に要請する。</p> <p>(他に同様の意見 1件)</p>	<p>企業における「働きかた」に対する考え方や就業規則等に関する内容になりますので、いただいたご意見は、参考として承ります。</p>
<p>市は、転入者への町会・自治会案内や加入折衝(加入促進窓口新設)、転入者本人の同意に基づく転入者情報の該当町会・自治会への連絡、定期的な広報誌・チラシ発行を行ってほしい。また、役員の後継者対策として、表彰対象者の拡大、町会・自治会長への報酬化、準公務員制の検討を行ってほしい。</p>	<p>転入者の本人同意に基づく町会・自治会への情報提供や広報はちおうじ「町会・自治会特集号」等の加入促進活動は、引き続き取り組んでまいります。その他ご意見いただきました案につきましては、今後の施策実施の参考とさせていただきます。</p>
<p>大学との連携は、どのような方法で行うのか、具体的に考えていると良いかと思う。情報を市役所で集めて発信してほしい。</p>	<p>大学等の教育機関との窓口となっている担当所管と連携し、(7)市の責務②の「必要な支援措置」として、大学等との連携を進めるとともに、情報発信してまいります。</p>

ご意見の要旨	市の考え方
<p>(7)の市の責務に「自治会の情報交換や交流の場を設ける」という内容を入れていただくことを希望します。</p>	<p>今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>「地域で活動する団体との連携及び協力」に対する市の役割を明記していただきたい。</p>	<p>役割として明記はしていませんが、いただいたご意見のとおり、(7)市の責務②「必要な支援措置」として、引き続き実施してまいります。</p>
<p>地域包括システムの構築に向けた担い手として、町会・自治会は大切な組織であることの役割を明記すべきである。</p>	<p>町会・自治会は「第3期八王子市地域福祉計画(平成30～35年度)」において、「地域共生社会を実現するための『地域力の担い手』と位置付けられており、本条例素案では「地域における自治の中心的な担い手」であることを明記しています。</p>
<p>「町会・自治会に対する市民の理解と関心を深め～」。この「対する」は、何を指し、何が言いたいのか。</p>	<p>町会・自治会についての市民の理解・関心を指しています。</p>

(7)市の責務③

ご意見の要旨	市の考え方
高齢化が進むことから、地域内、団地内の連携、市との連携がより重要になるであろう。	(7)市の責務③に基づき、町会・自治会との意見交換を行い、連携を進めてまいります。
福祉を通しての市民活動について、様々な主体との協働のあり方を模索し、提案して実践してほしい。	いただいたご意見は、参考として承ります。地域自治の中心となる担い手である町会・自治会をはじめとした様々な主体との協働のあり方や進め方について、検討してまいります。
市と町会・自治会は、頻繁に意見交換を行ってほしい。	(7)市の責務③に基づき、町会・自治会との意見交換を行い、連携を進めてまいります。

(7)市の責務④

ご意見の要旨	市の考え方
<p>市からの要請(調査業務、掲示依頼)が多すぎる。町会の負担を減らすべきである。</p> <p>(他に同様の意見 4件)</p>	<p>(7)市の責務④に基づき、市が町会・自治会に協力を依頼するにあたり、関係する部署間の連携に努め、町会・自治会の負担が過重にならないように配慮いたします。</p>
<p>町会・自治会の組織及びその役員の、市行政における地位を明確にし、市との間における権利義務関係を明確に示すことが必要である。</p>	<p>(6)町会・自治会の位置付けのとおり、「市との協働によるまちづくりの重要な相手方」「地域における自治の中心的な担い手」であることを明確にしています。町会・自治会は、まちづくりの重要な相手方であると考えています。</p>
<p>「かつ柔軟に対応する」という文言を追加してほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、条例案を検討する中で参考とさせていただきます。</p>

(8)町会・自治会の役割①

ご意見の要旨	市の考え方
子ども達が、小さい頃から町会・自治会の活動に参加・関心をもてるようにしたい。子どもやその親が参加できる魅力ある地域活動を行っていくことが重要だと思う。  (他に同様の意見 2件)	いただいたご意見のとおり、市民生活には市民相互のつながりや支え合いが大切であることを踏まえ、(8)町会・自治会の役割①において、町会・自治会活動は「あらゆる世代の市民」が「参加や協力をしやすいものとする」としていません。
「一人暮らし世帯」と地域社会が如何して融合し、活性化できるか具体的な施策を講じることが大切であり、条例の付帯事項(町会、自治会の役割)として盛り込むのも一手かと思えます。	単身世帯の市民の町会・自治会への加入は、活動活性化に資するものと考えています。いただいたご意見は、町会・自治会へ伝えるとともに、今後の参考とさせていただきます。
町会会館がある町会は、会員のコミュニティの場所として有効に活用することを考えたい。 一方で、会館がない町会は、理事会等ができない現状がある。  (他に同様の意見 1件)	町会会館等の集会施設の活用は、市民等が「参加や協力をしやすい」活動に向けた取組として重要であると考えており、町会・自治会にお伝えします。 町会・自治会の区域内に適切な活動場所が確保できない場合は、協働推進課で相談をお受けしています。
「役員のみなり手がいない」ことに触れてほしい。	町会・自治会の大切さを多くの方々に知っていただけるよう、更なる周知を図ってまいります。活動が活性化することで、役員のみなり手となる人材の確保や育成につながるものと考えています。
加入促進の個別勧誘の活動がされてないことがあるため、条例に自治会の義務として加入の活動を位置づけることが必要。	町会・自治会活動は、自主的なものであることから、加入促進にかかる各町会・自治会の勧誘活動も含め、町会・自治会は、その活動に「参加や協力をしやすいものとなるよう努める」規定としました。
町会・自治会の役割は、すでに実施あるいは前提とされていることであり、条例化するものではない。	町会・自治会の役割を明文化することで、町会・自治会の活動の活性化を図ることを目的としています。
若い世代に町会・自治会の要職を譲ることが必要。	役員のみ世代交代を含め、町会・自治会の活動には「あらゆる市民」が「参加や協力をしやすいものとなるよう努める」規定としています。
若者とシニアの双方が、地域課題について本気で話し合う機会が必要である。	年齢・世代を超えて参加や協力ができる町会・自治会の活動は、世代間の話し合いの機会になるものと考えています。

ご意見の要旨	市の考え方
<p>地域の一員である市民の加入意識を高めるためにはどうしたらよいか。</p>	<p>町会・自治会が加入促進活動を引き続き継続していただくことが重要であると考えており、市民の自発的な加入を促進することを町会・自治会の役割としてあらためて明文化しています。</p>
<p>町会・自治会は、人々の結束力を高めるロゴマークを作成する。</p>	<p>いただいたご意見は、町会・自治会等、関係団体にお伝えします。</p>

(8)町会・自治会の役割②

ご意見の要旨	市の考え方
赤い羽根、社会福祉協議会、交通安全協会等の活動への協力(募金等)は、会員個人の支払いとなっているのは疑問である。町会・自治会から会費のみ支出するようにできないか。	これらの団体の活動に関する募金活動等への協力は、会員個人の自由意思に基づいて行われるものと考えます。
<p>役員の固定化により、組織内部の停滞が起きているような気がする。一方で、任期が1年だと組織運営ができない。役員の定年制や会長任期の見直しが必要。</p> <p>(他に同様の意見 2件)</p>	町会・自治会によって役員のなり手がいない等の課題や現状がありますが、役員の定年制や会長任期の見直しを含め、条例素案では、「市民が参加しやすい開かれた組織づくりに努める」規定を設けています。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会費は集めない</li> <li>・回覧板はいらない</li> <li>・役職は有志がやる</li> <li>・すべてボランティアとする</li> </ul>	いただいたご意見は、参考として承ります。
何をして、いくら費用がかかったのか町民に報告すべき。何をしたいので、これだけ費用が必要だという予算案も示すべき。	予算・決算や事業計画・事業報告等をはじめとして、町会・自治会運営にあたっては、「透明性の更なる向上を図る」ことを規定しています。
自治会の仕事は、ボランティア活動、NPO法人活動、行政の仕事との違いも明記すべきである。自治会の役員報酬についても、地区によりバラバラとのこと、八王子市で統一して明記、町民の信頼を得るべきである。	町会・自治会は自主的かつ自立的に組織されたものであり、活動内容や役員報酬等は、町会・自治会の総会において決定するものと考えます。
「透明性の更なる向上を図り」という文言を「地域住民の要望、問題点を伺い、迅速に対応。住民の方々と共に考え解決に向け努力をし、」という文言の方が良い。	いただいたご意見は、条例案を検討する中で参考とさせていただきます。
町会役員の人事の在り方や、会計については、各町会とも各自の「町会規則」に基づいて透明性を担保していると考えますが、市は、この条例で、どのような「透明性」を求めようとしているのか。	主に町会規則の遵守や見直し、情報公開等による開かれた町会・自治会運営の透明性を求めています。
古い体質を改善して新しいものにしてほしい。	いただいたご意見は、参考として町会・自治会等にお伝えします。

ご意見の要旨	市の考え方
<p>見直すべきは、従来の町会・自治会のあり方ではないか。かわって目指すべきは、主体である市民が参加・連携しやすい組織形態ではないか。</p>	<p>いただいたご意見は、参考として町会・自治会等にお伝えします。</p>
<p>町会・自治会を通して、特定の政党への選挙応援活動がされないようにしてほしい。町会・自治会の役員は公務員と同様、選挙活動は制限すべきである。</p> <p>(他に同様の意見 1件)</p>	<p>選挙応援活動については、法令を順守した適切な活動がされなければならないと考えます。</p>
<p>若者たちからよそもの知恵(新しい考え方)が提案されたら棄却せずに、ダメもとで応援していただきたい。</p>	<p>町会・自治会の運営については、「市民が参加しやすい開かれた組織づくりに努める」規定を設けています。いただいたご意見は、参考として町会・自治会等にお伝えします。</p>

(8)町会・自治会の役割③

ご意見の要旨	市の考え方
任意団体の数が多い。統廃合をして、町会から無駄な出費をなくしたい。	いただいたご意見は、参考として承ります。
各町会・自治会で活動内容を精査し、小さい自治会はお互いの歩み寄りでの合併も一つの方法かと思う。	町会・自治会の役割として、「良好な地域コミュニティの維持及び形成のために、他の町会・自治会との連携及び協力を努めること」を規定しています。
隣にある町会の明かりは暗く、町内会というイメージは暗い。	いただいたご意見は、参考として承ります。
近年の新しい課題については、NPOに依頼するなど、住民が主体的に発見、解決することを後押しする方向にした方がよい。	町会・自治会の役割として、良好な地域コミュニティの維持及び形成のために、NPOを含む「地域で活動する団体」との連携及び協力を努めることを規定しています。
地域コミュニティーの活性化するためには、自治会とNPOがしっかり連携する必要がある。	町会・自治会の役割として、良好な地域コミュニティの維持及び形成のために、NPOを含む「地域で活動する団体」との連携及び協力を努めることを規定しています。
住民の主体的な活動を促進する役割で設置された市民活動協議会と連携しないと、双方の活動の活性化は無理である。	町会・自治会の役割として、良好な地域コミュニティの維持及び形成のために、市民活動協議会を含む「地域で活動する団体」との連携及び協力を努めることを規定しています。
自治会を含めた様々な組織が加入・協働して、共生活動を行っている住民協とのより強い協働は、必須である。	町会・自治会の役割として、良好な地域コミュニティの維持及び形成のために、地域の住民協議会を含む「地域で活動する団体」との連携及び協力を努めることを規定しています。
自治会内の他の組織との連携及び協力のみではなく、様々な組織が企画段階から連携する仕組みを地域で組み立てる必要がある。	いただいたご意見は、参考として承ります。

ご意見の要旨	市の考え方
<p>国の方針である「我が事・丸ごと地域共生社会の実現」について、自治会も組織運営上、住民に周知してその実践に努力する必要がある。</p> <p>(他に同様の意見 1件)</p>	<p>いただいたご意見は、参考として承ります。</p>
<p>自治会は、地域での新しい仕事開発を応援してほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、参考として承ります。</p>

(9)市民の役割①

ご意見の要旨	市の考え方
町会・自治会の加入の義務化はできないか。 (他に同様の意見 2件)	町会・自治会は任意団体であるため、加入及び参加の強制や義務化はできません。(5)基本理念②において、町会・自治会活動における市民の自主性の尊重を規定しており、加入及び参加は努力義務に留めています。
町会・自治会には特別な事情が無い限り、入会を義務付けてほしい。特別な事情については、別途行政で定めてほしい。	町会・自治会は任意団体であるため、加入及び参加の強制や義務化はできません。なお、特別な事情につきましては、各団体によって地域特性や年齢構成等の状況が異なることを踏まえ、団体の会則又は細則等で規定すべきであると考えます。
地域住民に町会加入の義務付けを明記し、地域負担金の共有を盛り込んだ条例を策定してほしい。	町会・自治会は任意団体であるため、加入及び参加の強制や義務化はできません。なお、地域負担金につきましては、各団体によって地域特性や年齢構成等の状況が異なることを踏まえ、団体の会則又は細則等で規定すべきであると考えます。
市民の役割として、加入の努力、活動の活性化を条例化することは、基本理念の②に反するので必要ない。	町会・自治会への加入は、個人の自由な意思に基づくものであり、加入及び参加は努力義務に留めています。また、加入された町会・自治会における活動においても、(5)基本理念②のとおり、市民の多様な価値観と自主性は尊重されるものとしており、基本理念に反するものではないと考えています。
市民の役割の「努めるものとする」という表現は、市民に対する強制を含むものと理解される。条例の趣旨から逸脱するので、削除か修正が必要である。	市民の役割につきましては、「～に努める」との表現とすることで努力義務であることを明示しており、強制するものではありません。
現在まで、町会・自治会は任意団体であり、参加・加入、活動の推進は住民の意思に任されているが、市民の役割では、加入と活動への参加が市民の義務であるかのような表現になっている。	町会・自治会は任意団体であり、加入や活動への参加は、個人の自由な意思に基づくものであることから、加入や活動への参加は努力義務に留めています。このことについて、様々な機会を通じて市民、町会・自治会への周知・啓発を行ってまいります。
市民の役割の条文から結束力、強制力を感じ、戦時中の社会を思い出す。	市民の役割につきましては、「～に努める」との表現とすることで努力義務であることを明示しており、市民に強制するものではありません。このことについて、様々な機会を通じて市民、町会・自治会への周知・啓発を行ってまいります。
市の職員は町会に加入しているか。役員を引き受けているか。 (他に同様の意見 3件)	市職員も市の内外を問わず、地域住民であり、町会・自治会活動を通じて地域の状況を知り、施策・事業に活かしていくことが重要であると考えています。市民参加・市民協働の職員向け研修の機会等をとらえ、町会・自治会への加入・活動への参加について、周知・啓発してまいります。

(10)大学等の役割

ご意見の要旨	市の考え方
<p>学生が卒業後に八王子市に永住することはそれほど期待できない。市内全域でも人口増加傾向にあるのは一部の地域だけであり、人口減少の対策も含めた魅力ある施策を期待する。</p>	<p>いただいたご意見は、参考として承ります。</p>
<p>大学等(又は事業者)はどのような位置付けか。大学等(又は事業者)が町会・自治会に加入し、活動に参加すると考えて良いのか。</p>	<p>(5)基本理念③のとおり、大学等及び事業者は地域コミュニティの発展に資する主体のひとつと考えています。所在する地域の一員として、町会・自治会への加入・活動へ参加への理解が進むよう、取り組んでまいります。</p>
<p>地域活動に参画している学生のために、市として大学等に「ボランティア活動への参画」に関する単位創設を働きかける努力をすることを細目として盛り込んでほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、大学等にお伝えします。</p>

(11)事業者の役割

ご意見の要旨	市の考え方
<p>企業に対して町会役員として町会活動の運営、行事の準備運営に参加する為に会社を休むあるいは早退する場合、産休と同じように年に幾日か有給扱いで休暇を取らせるように、企業の役割として条例の1項目として入れる。</p>	<p>国の施策や企業における「働きかた」に対する考え方や就業規則等に関する内容になりますので、いただいたご意見は、参考として承ります。</p>

(12)住宅関連事業者の役割

ご意見の要旨	市の考え方
賃貸住宅について、所有者及び管理会社においても町会活動に対して非協力的な事業者がいる。	賃貸住宅の所有者や管理会社につきましては、不動産関連団体等を通じて、周知・啓発を行ってまいります。
住宅を建築する際に町会への説明がほとんどない。不動産業者は入会促進はしてくれない。	住宅関連事業者の役割として、入居者への既存の町会・自治会への加入促進又は新たな町会・自治会の設立促進に努めることを規定しており、不動産関連団体等を通じて、周知・啓発を行ってまいります。

その他のご意見

ご意見の要旨	市の考え方
<p>「八王子市町会自治会連合会」を町会・自治会を代表する組織として位置付ける明文化を望む。 市との様々な協議や支援内容の検討・決定等の相手として位置付け、相応なる責務を担う立場であることを明確に定義してほしい。</p> <p>(他に同様の意見 1件)</p>	<p>条例において特定の団体を規定することはできませんが、「八王子市町会自治会連合会」につきましては、本市の目指す協働のまちづくりに欠かせない重要なパートナーであると認識しており、引き続き連携・協力をしてまいりたいと考えています。</p>
<p>「町会自治会連合会」は、市および町会・自治会とどのような関係の位置付けにあり、どのような活動をしているのか。また今後も必要な組織なのか。</p>	<p>連合会の主な活動につきましては、町会・自治会相互の連絡及び親睦を図るとともに、地域共通の課題の情報共有を図る団体です。 そのような情報を共有し、活かしていくことで、町会・自治会活動の活性化が図られることから、本市としましても引き続き連携・協力をしてまいりたいと考えております。</p>
<p>八王子市町会自治会連合会にはどのような課題・問題があるのか具体的に説明するのも一つの方法と思う。</p>	<p>条例において特定の団体を規定することはできません。</p>
<p>前文のこれからの100年に向けとありますが、これから先の程度で良いと思う。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の条例案の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>(9)以下に地域で活動する団体(例えば、子ども会、敬老会、PTA、防犯協会、交通安全協会、消防団等)の役割を追記していただきたい。</p>	<p>数多くの団体が地域活動に関わっており、その役割や目的、活動内容も多様であることから、明記していません。</p>
<p>災害時の安否確認方法、避難所の看護システム、親への意識改革をもたらす条例づくりを市は行うべきである。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策の検討の中で参考とさせていただきます。</p>
<p>災害時に、単独でも他の地域(すぐに自宅に帰れるとは限らないので、職場や学校のある地域の避難活動に参加するケースも想定しなければいけない)を援助できるような「個」のスキル獲得と向上は、必要だと思う。</p>	<p>いただいたご意見は、参考として承ります。</p>
<p>団地の閉鎖に関わらず、団地広場を継続して利用したい。地域団体のコミュニティの場として、災害時の避難場所として、有効活用したい。</p>	<p>いただいたご意見は、参考として承ります。</p>

ご意見の要旨	市の考え方
南浅川町会「梅の木平」周辺に観光トイレが必要	いただいたご意見は、参考として承ります。
<p>以下提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「八王子市市民参加条例の適切な運用について(答申)を反映する。</li> <li>・八王子市都市政策研究所報告の提言を反映する。</li> <li>・八王子市実施 町会自治会対象「空き家、空き地状況」調査結果の公表と市の取り組み施策</li> <li>・東京都「地域の底力発展事業助成」の有効活用を図る</li> <li>・先進的取り組み町会自治会の事例情報を提供する</li> <li>・地域への専門家の派遣</li> <li>・都市計画マスタープランや住宅マスタープラン等での位置付けの明確化</li> <li>・相談、情報提供機能の強化</li> </ul>	いただいたご意見は、参考として承ります。
自治会で解決できる問題ではない、大きなテーマを自治会でできる領域でボランティア活動の中で行っている。現在の自治会活動の活性化と地道な高齢者対応を現在から将来にわたる地域の安心・安全を創造するための両輪に成長させ仕上げるのが大切と考える。	いただいたご意見は、参考として承ります。
八王子市は産学協同で学園都市として伸びてゆくことができるか。他地域から八王子市に就学で転入してくる学生に、空家や同居者を望む高齢者宅に住んでもらうなど・・・	いただいたご意見は、参考として承ります。
時代が180度大転換したこと、云千年の日本の歴史の中で、初めてで最後の大転換のさなかにあることを全市民で共有する。この共有を遂げることで、今、一人ひとりが変われば、自分たちだけでなく、子や孫たちに幸せを贈り続けることができるということに気づき、楽しい実践が増えると思う。	いただいたご意見は、参考として承ります。
3つの大課題、すなわち、①人の超高齢化、②物(インフラ)の高齢化 ③未曾有の大災害の連発。住民一人ひとりがこの課題に気づくことが、ささえあって、充たされて暮らしている準備につながるのだろうと思う。	いただいたご意見は、参考として承ります。
「2042年」問題(高齢者が極端に多くなる年)の在り方の共有。今のうちからささえあって、楽しく暮らせる地域づくりを、若い人に望外の負担をかけないように、住民主体で。	いただいたご意見は、参考として承ります。

ご意見の要旨	市の考え方
<p>これからの地域では、多様な課題が湧きおこる。直撃を受ける住民一人ひとりが主体的に課題に挑戦し、乗り越える地域にしないと、自治会頼みだけではとても対応できない。</p>	<p>いただいたご意見は、参考として承ります。</p>
<p>これからは「共生条例」検討が、急務と思う。その実践を通して、自治会への加入が増えていくと思う。</p>	<p>いただいたご意見は、参考として承ります。</p>
<p>まちを活性化する方法としてワークショップの多用を。</p>	<p>いただいたご意見は、参考として承ります。</p>
<p>退職者シニア等の経験や知恵や調整力を自治会活動にフルに活用していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は、参考として承ります。</p>
<p>未加入者とのコラボ(地域全体の活性化に寄与する考え方への見直し)。地域全体のニーズを反映した地域活動に方向転換する必要がある。</p>	<p>いただいたご意見は、参考として承ります。</p>
<p>これからのコミュニティづくりは、近未来のあるべき姿を描いて、その夢に向かって現状をどう変えるかという発想で、改革していくことが重要である。</p>	<p>いただいたご意見は、参考として承ります。</p>
<p>いじめなど、地域で発生する課題に対しては、専門家に任せきることなく、対策改善に加わってほしい。自治会で取り組んでいない事でも、地域コミュニティづくりに関わることであれば、活動に加わってほしい。あるいは他組織の活動を応援してほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、参考として承ります。</p>
<p>平成29年7月の閣議決定・自殺総合対策大綱では、専門家だけに任せるのではなく、地域全体で、我が事と捉えて、防止に当たることが明記されている。対策として、SOSの早期発見と対応の中では、信頼できる人をつくっておくことなどが言われている。そのためには、自治会やNPOなど、日頃の地域社会の中でのささえあいつくりが必須となる。</p>	<p>いただいたご意見は、参考として承ります。</p>